諮問庁:法務大臣

諮問日:平成28年5月12日(平成28年(行情)諮問第364号) 答申日:平成28年9月14日(平成28年度(行情)答申第325号)

事件名:特定刑事施設の特定月現在の幹部職員名簿等の不開示決定(不存

在)に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書 1 及び文書 2 (以下、併せて「本件対象文書」という。)につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月20日付け大管発第8 5号により大阪矯正管区長(以下「処分庁」という。)が行った不開示決 定(以下「原処分」という。)を取り消し、本件行政文書開示請求を特定 矯正管区長に移送するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、 おおむね以下のとおりである。

- (1) 私は、法に基づき、処分庁に対し、平成27年11月頃、特定刑事施設特定年A月、B月現在の幹部職員名簿と組織図及び特定刑事施設特定年A月、B月現在の発信書に係る検査規定の行政文書開示を請求した。 (以下「本件開示請求」という。)
- (2) 処分庁は、平成28年1月20日付け大管発第85号により、上記 (1) の文書について不開示決定を発出した。不開示とした理由は「本 件開示請求に係る行政文書は保存しておらず、存在しないため」とのこ とである。
- (3) しかしながら、法12条1項(事案の移送)は「行政機関の長は、開 示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるとき その他他の行政機関の長において開示決定等をすることにつき正当な理 由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関 の長に対し、事案を移送することができる。」と規定しており、本件開 示請求を特定矯正管区(又は特定刑事施設)に事案移送せず、不開示と する旨決定したのは、法規範違反の違法があるので、取消しを免れない。

- (4) また、処分庁情報公開窓口の氏名不詳の職員は、本件不開示決定が発出される直前の請求人宛て事務連絡において、改ざんした法12条の条文を根拠に本件開示請求は、不開示決定となる旨の連絡をなし、法22条1項に反する極めて不誠実かつ悪質な対応をした。諮問庁におかれては、当該事務連絡をご確認いただきたい。
- (5)上記のとおり、法12条1項は事案の移送を認めている。本件行政文書は、処分庁が教示するように他の行政機関の長において作成されたものであって、他の行政機関の長に開示決定権があるのなら、まさに法12条1項に該当するのではないのか。それなら、処分庁は特定矯正管区長と協議の上、事案の移送をすべきである。法を単純に解釈すればそのような結論になる。

よって、本件開示決定は違法であるので、取消しを免れず、本件開示 請求を特定矯正管区長に移送しなければ法の衝平が保たれない。

(6)以上のとおりであるが、処分庁は平成28年2月25日付けの事務連絡において、請求人の新たな開示請求を侵害する暴挙に出るなどの職権濫用があり、およそ、役所業務の誠実対応とはいえない面が多数見受けられる。担当者の悪意、悪質性に対しては、別途法的措置が不可欠であると思料する。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により開示請求した。
 - ①特定刑事施設特定年A月, B月現在の幹部職員名簿と同組織図
 - ②特定刑事施設特定年A月、B月現在の発信書に係る検査規定 (本件対象文書)について、処分庁は、行政文書不開示決定通知書をもって、処分庁では本件対象文書を保有しておらず、行政文書不存在を理由として不開示とする決定(原処分)を行ったものに対するものであり、審査請求人は、処分庁は特定矯正管区長に対し、法12条1項に基づく事案の移送を行うべきところ、これを怠ったことは違法であるとして、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。
- 2 原処分までの経緯等について

本件開示請求から原処分までの経緯等については、以下のとおりである。

- (1) 平成27年11月9日受付で、審査請求人から処分庁宛てに、行政文書開示請求書の送付があった。
- (2) 当該開示請求書には請求する行政文書の名称等として、上記1①及び ②のとおり記載されていたところ、特定刑事施設は特定矯正管区の所管 する施設であり、処分庁では本件対象文書を保有しておらず、不開示決 定がなされることが見込まれたため、処分庁は、同月12日付け求補正 書により、審査請求人に対し、その旨の情報提供等を行った。

- (3) これに対し、同月24日受付で、審査請求人から回答書が送付されたが、同回答書には、「特定刑事施設の件についての補正の補充(中略) 法12条(事案の移送)が適用されるべきである」旨記載されていた。
- (4) 処分庁は、同年12月1日付け連絡文書により、「事案の移送とは、 開示請求を受けた行政機関の長が保有している文書が他の行政機関によ り作成されたものであるとき(中略)事案を移送することができる(法 第12条1項)こととされている」旨の情報提供を行った。
- (5) また、処分庁は、同日付け求補正書により、本件開示請求は法9条2 項に基づき、行政文書の不存在を理由として不開示決定になるものと考 えられることを情報提供するとともに、本件開示請求を維持するか否か について意思確認を求めた。
- (6) これに対し、審査請求人から、同月21日受付で回答書の送付があり、本件開示請求を維持する旨の回答がなされ、また、処分庁が行った同月25日付け求補正に基づき、平成28年1月12日受付で開示請求手数料の納付がなされた。
- (7) 処分庁は、同月13日付け連絡文書により、再度、上記(2)と同様の情報提供を行うとともに、本件開示請求を維持するか否かについて意思確認を求めたが、審査請求人から本件開示請求を取り下げる旨の意思表示がなされなかったため、同月20日付け行政文書不開示決定通知書をもって、処分庁では本件対象文書を保有していないとして、行政文書不存在を理由として原処分を行った。
- 3 原処分の妥当性について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

審査請求人は、本件開示請求について、処分庁は特定矯正管区長に対し、法12条1項に基づく事案の移送を行うべきところ、これを怠ったことは違法である旨主張するが、当該移送は開示請求を受けた行政機関が請求に係る行政文書を保有している場合に行われるものであるから、処分庁が請求に係る行政文書を保有していない本件開示請求においては、移送を行うことはできず、また、上記2に記載のとおり、処分庁では本件対象文書を保有しておらず、不開示決定がなされることが見込まれること及び移送を行うことはできないことについて再三の情報提供を行っていることから、この点について審査請求人の主張に理由はない。

4 以上のとおり、原処分は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年5月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年9月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書1及び文書2(本件対象文書)の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消すことを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

- 2 本件対象文書の保有の有無について
- (1) 諮問庁は、当該開示請求書には請求する行政文書の名称等として、 別紙に掲げる文書1及び文書2のとおり記載されていたところ、特定 刑事施設は特定矯正管区の所管する施設であり、大阪矯正管区では本 件対象文書を保有していない旨説明する。
- (2) 当審査会において、法務省組織令66条及び刑務所、少年刑務所及 び拘置所組織規則別表第1を確認したところ、当該特定刑事施設は大 阪矯正管区とは別の特定矯正管区の所管する施設であると認められる。
- (3)文書の探索の方法及び範囲について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件審査請求を受け、処分庁においては、改めて事務室内、書庫及びパソコンの共用フォルダ内を探索したが、開示請求の対象となる文書は存在しなかったとのことであり、探索の方法及び範囲に特段の問題はないと認められる。
- (4) したがって、大阪矯正管区において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る特段の事情も認められない。
- 3 審査請求人のその他の主張について
- (1) 文書の移送等について
 - ア 審査請求人は、本件開示請求を法12条1項に基づき特定矯正管 区(又は特定刑事施設)に事案移送することなく、不開示とする旨 決定したのは、違法であるので、取消しを免れない旨主張する。
 - イ 法12条1項に基づく事案の移送は、開示請求を受けた行政機関 が請求に係る行政文書を保有している場合に行われるものであるか ら、上記2記載のように大阪矯正管区が請求に係る行政文書を保有 していない本件開示請求においては、移送を行うことはできず、審 査請求人の主張に理由はない。
 - ウ また,諮問書に添付された大阪矯正管区情報公開担当者が審査請求人に対し送付した求補正の書面を,当審査会において確認したところ,大阪矯正管区では開示請求に該当する行政文書を保有しておらず,特定刑事施設を所管する特定矯正管区に問い合わせるよう審

査請求人に対し教示しているのであるから,処分庁の情報提供についても問題はない。

- (2)審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。
- 4 本件不開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不 開示とした決定については、大阪矯正管区において本件対象文書を保有し ているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史

別紙

文書 1 特定刑事施設特定年 A 月, B 月現在の幹部職員名簿と同組織図

文書 2 特定刑事施設特定年 A 月, B 月現在の発信書に係る検査規定